

令和7年度中津川市一般廃棄物処理実施計画

令和7年2月14日

中津川市長 小 栗 仁 志

1 計画策定の意義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定及び中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第2条の規定により、令和7年度の中津川市の区域内の一般廃棄物の収集、運搬及び処理に関する実施計画を「ごみ処理計画」及び「生活排水処理計画（し尿・浄化槽汚泥処理計画）」として定める。

2 計画期間

本計画の計画期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 計画対象区域

本計画の対象区域は中津川市全域とする。

4 計画対象人口及び世帯

73,750人 31,931世帯（令和6年9月末現在）

5 ごみ処理計画

（1）ごみの発生量及び処理量の見込み

令和7年度見込みの市内における廃棄物の発生量及びその処理に関する量は、次のとおりです。

種 類		令和7年度見込量(目標値)	令和5年度実績
生活系一般 廃棄物	燃えるごみ	12,273トン/年	13,417トン/年
	燃えないごみ	699トン/年	734トン/年
	大型ごみ	1,394トン/年	1,652トン/年
	資源ごみ	717トン/年	919トン/年
	有害ごみ	36トン/年	
	硬質ごみ	50トン/年	
	集団回収	3,741トン/年	1,911トン/年
	小 計	18,910トン/年	18,633トン/年
事業系一般 廃棄物	燃えるごみ	6,377トン/年	5,652トン/年
	燃えないごみ	73トン/年	74トン/年
	大型ごみ	445トン/年	569トン/年
	資源ごみ	ートン/年	0トン/年
	小 計	6,895トン/年	6,295トン/年
合 計		25,805トン/年	24,928トン/年

※見込み量は、「中津川市一般廃棄物処理基本計画 資料編」表4-4から引用。

（2）ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

1）市民、事業者、行政それぞれの役割の実践

①市民の役割

市民一人ひとりが、ごみを排出している当事者であるという責任と自覚を持ち、ごみの減量化及び資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。さらに、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄に根ざしたライフスタイルを見直し、ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルに転換していくことが求められています。

住民や団体が行っているリサイクル活動、資源ごみの分別回収、民間事業者が行っている資源ごみの店頭回収など、身近なところで実施されているリサイクル活動に参加したり、ごみを出す際には資源ごみの分別排出を徹底すること、耐久性のある商品を購入するよう心が

けるなど、できることから実践していくことが重要です。

②事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、紙類や生ごみなどを分別し、積極的に資源化する必要があります。

再使用や資源化を考慮した商品開発や、使い終わった後の容器などの回収ルートの構築、資源化处理システムの整備などが重要です。

また、商品の販売に際しては、環境負荷の低減や資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃え、不用になった商品の資源化方法を周知したり、過剰包装の抑制や資源ごみの店頭回収の実施など、市民がごみの発生抑制やリサイクルに自然に取り組める仕組みをつくっていくことが必要です。

③行政の役割

環境に関する情報や学習の機会の提供を推進し、住民・事業者との連携を強化していきます。

また、ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、分別区分の検討、収集体制の見直しや、新たな施策を取り入れていくことも重要です。

併せて、自ら率先して、グリーン購入、再使用、再生利用に努めます。

2) 基本理念と基本方針

将来にわたって持続的に発展可能な社会を形成するため、「ごみを減らし、限りある資源を好循環させる地域づくり～資源やエネルギーを大切にする循環型社会の構築～」を基本理念とし、この理念を達成するための基本方針を次に示すとおりとします。

- ① ごみ減量化の推進
- ② 3R（リデュース Reduce、リユース Reuse、リサイクル Recycle）の推進
- ③ 環境負荷の少ない適正処理・処分の実施
- ④ 循環型社会へのビジョンの共有と新たな発想による施策の展開

3) 実施していく取組み等

① ごみ減量化の推進

ア) 生活系ごみ

- ・環境に配慮した行動等の意識向上及び周知・啓発
- ・食品等の期限表示の理解促進
- ・ごみ出しマナーの向上の啓発

イ) 事業系ごみ

- ・排出事業者に対する発生抑制の啓発、適正処理の推進
- ・ごみ減量に関する計画書の提出

② 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

- ・環境教育・環境学習の機会提供
- ・紙・布類の資源化促進
- ・集団資源回収活動の継続
- ・リサイクルボックスの利用促進
- ・刈草・剪定枝の資源化
- ・店頭回収の活用
- ・溶融スラグのリサイクル推進

③ 環境負荷の少ない適正処理・処分の実施

- ・ごみの性状を勘案し、区分ごとの処理方法、処理主体を定め、ごみの適正な処理、処分を行います。

④ 循環型社会へのビジョンの共有と新たな発想による施策の展開

- ・資源化を高める新たな施策の検討
- ・環境センター最終処分場の延命化及び整備計画の立案
- ・安全・安心な処理体制の確立

(3) 分別して収集する一般廃棄物（ごみ）の種類及び分別の区分

分別区分		内 容
燃えるごみ		厨芥類、木工製品、竹工製品、草・藁、紙類・繊維類・プラスチック類等のうち燃えないごみ及び資源ごみ以外のもので、環境センターでガス化溶融処理できるもの。
燃えないごみ		陶磁器類、ガラス類、小型家電製品（パソコン、特定家電用機器を除く）、LED・電球類、刃物類、金物類、金属・ガラス等の複合器具製品類等。
大型ごみ		市指定のごみ袋に入らないサイズの厨房器具類、家具類、スポーツ用品、自転車のほか、パソコン・特定家電用機器以外の家電製品類等耐久消費財。
資源ごみ	缶類	「スチール缶」、「アルミ缶」を混合して1種類（ステーション回収）。飲料缶、缶詰、菓子缶、海苔缶など。
	ペットボトル	PET マークのある「ペットボトル」の1種類（ステーション回収）。
	ビン類	ビンの色によって、「茶」・「透明」・「その他（青・黒・緑）」の3種類（ステーション回収）。
	紙類	「新聞紙」・「ダンボール」・「雑誌（雑がみ）」・「牛乳パック」の4種類（拠点回収）。
	食品トレイ	「食品トレイ（発泡スチロール含）」の1種類（拠点回収）。
	布類	「衣類」の1種類（拠点回収）。
	廃食用油	「廃食用油」の1種類（拠点回収）。
有害ごみ		スプレー缶、カセットボンベ、乾電池、ボタン電池、充電式電池、使用済ガスライター、蛍光灯、水銀体温計など。 ※旧中津川市地区は、「乾電池・ボタン電池」と「その他」の有害ごみで2種類。 ※上記以外の地区は主として、「スプレー缶」、「乾電池・ボタン電池」、「蛍光灯」、「使用済ガスライター」、「その他」の5種類
硬質ごみ		電線・導線類・針金類、銅板類、鉄筋類、鉄塊類、金属製パイプ類、工具類。

(4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1) 処理主体

区 分	処理主体の原則
生活系一般廃棄物	資源化や再利用等が可能なものについては、積極的に資源化や再利用を図り、資源化や再利用できないものについては、市が直接収集又は収集運搬を委託し、環境センター又はリサイクルセンターの施設で処理処分を行います。ただし、一時に多量若しくは正当な事由等により、市の収集運搬及び処理処分が困難である場合は、この限りではありません。
事業系一般廃棄物	自らの責任において資源化や再利用等を含む適正な処理処分を行うことを原則とし、適正な処理処分の確保が困難な場合は、自ら運搬若しくは市が許可した一般廃棄物収集運搬業者による収集運搬により、環境センター又はリサイクルセンターの施設で処理処分を行います。

2) 搬出方法

分別区分	搬 出 方 法
燃えるごみ	それぞれ適正に分別して市の指定する袋に収納し、所定の日時・場所に搬出するものとします。(ただし、環境センターへの直接搬入可)
燃えないごみ	
大型ごみ	事前予約受付をした後、環境センターに直接搬入するか、指定の大型ごみシールを貼って所定の日時・場所に搬出するものとします。
資源ごみ	所定の日時・場所に種類・品目毎に分別し、市が用意した回収容器に収納するものとします。また、資源回収拠点施設(リサイクルボックス・資源倉庫)についても、それぞれ種類・品目毎に分別し、収納するものとします。
有害ごみ	所定の日時・場所に市が用意した回収容器に、それぞれ種類・品目毎に分別し、収納するものとします。
硬質ごみ	
リサイクル法 対象家電	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)によって定められた家電(ブラウン管・液晶・プラズマテレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵・冷凍庫)で、家電小売店に引取り義務のないものについては、再商品化料金を支払ったことを証明するもの(リサイクル券)を添付し、環境センターに直接搬入することができます。この場合、市は市の条例で定める運搬料金を徴収します。

※上記に掲げる事業系のごみに関しては、直接搬入を原則とします。

3) 処理処分方法

分別区分	処理及び処分方法
燃えるごみ	環境センターの施設で全量をガス化溶融処理し、処理残渣は最終処分場で埋立処分します。
燃えないごみ	環境センターに搬入後、使用済み小型家電類等をピックアップ回収します。その他のものは環境センターの粗大不燃施設で破碎処理した後、磁選機、不燃物可燃物等分離装置及び精選機で鉄・アルミを回収します。選別できなかった鉄・アルミ以外のものは燃えるごみとしてガス化溶融処理し、処理残渣等は最終処分場で埋立処分します。
大型ごみ	環境センターに搬入後、現状まだ使えそうなものは、啓発施設内で展示、販売します。その他のものは、粗大不燃施設で破碎処理した後、燃えるものは全量をガス化溶融処理し、燃えないものは鉄・アルミを回収後、ガス化溶融処理し、不燃残渣は最終処分場で埋立処分します。
資源ごみ	資源センターに搬入後、資源化再利用原材料として出荷するための選別を行い、中間処理を要するものは資源化中間処理施設等で中間処理を加えた後、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)に基づく指定法人等へ再商品化の業務を依頼します。 廃発泡スチロールのうち、生活系のごみについては、資源化中間処理を民間事業者へ委託します。
有害ごみ・硬質ごみ	有害ごみは、リサイクルセンターでリサイクル処理し、業者に引き渡します。

4) 資源ごみ施設内での選別品目及び売却ルート

収集時品目	整理選別後品目 (資源化再利用原材料)	売却ルート
ビン類(透明・茶)	カレット(透明・茶)	独自ルートで売却
ビン類(その他)	カレット(その他)	指定法人で再商品化 処理委託
カン類(スチール・アルミ混合)	スチールCプレス・アルミCプレス	独自ルートで売却
プラスチック類(ペットボトル)	プラスチックベール	指定法人で再商品化 処理委託
硬質ごみ(針金・電気コード・鉄塊類)	金属(アルミ・鉄・その他)	独自ルートで売却
紙類・牛乳パック	紙類・飲用パック	独自ルートで売却

5) 市が直営で行う収集運搬計画

①基本事項

収集区域	(燃えるごみ) 中津の一部 (燃えないごみ) 中津の一部、坂本、阿木 (資源ごみ) 中津、苗木、坂本、落合、阿木、神坂
収集形態	生活系は直営、事業系は自己若しくは許可業者
集積場所	各地区の代表者が予め書面でもって市所管課と協議のうえ決定した場所とします。なお、集積場所の変更も同様とします。

②集積場所数及び収集方法（定日・定位置ステーション分別回収方式）

燃えるごみ	2 8 4 箇所	週 2 回
燃えないごみ	3 7 4 箇所	月 1 回
資源ごみ	4 6 1 箇所	月 1 回
大型ごみ	0 箇所	月 1 回

③収集運搬車両

収集・運搬車両	パッカー車 6 台（圧縮式）
資源回収専用車両	資源ごみ専用車両 6 台（パワーゲート付）

④直接搬入

平日及び毎月第 2・4 日曜日午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分の間に搬入することができます。
 なお、第 2・4 日曜日は、12 時から 13 時の 1 時間は搬入出来ません。

6) 市が委託する収集運搬計画

①基本事項

収集区域	(燃えるごみ) 中津の一部、苗木、坂本、落合、神坂、阿木、旧恵北地区 山口、馬籠 (燃えないごみ) 中津の一部、落合、神坂、旧恵北地区、山口、馬籠 (資源ごみ) 旧恵北地区、山口、馬籠 (大型ごみ) 全域
収集形態	生活系は、許可業者に委託。事業系は自己若しくは許可業者
集積場所	各地区の代表者が予め書面をもって市所管課と協議のうえ決定した場所とします。なお、集積場所の変更も同様とします。

②集積場所数及び収集方法（定日・定位置ステーション分別回収方式）

燃えるごみ	1, 2 6 3 箇所	週 2 回
燃えないごみ	4 7 9 箇所	月 1 回
資源ごみ(硬質ごみ含む)	2 1 1 箇所	月 1 回
有害ごみ※	1 6 箇所	年 4 回
大型ごみ	1 4 9 箇所	月 1 回

※加子母・付知町の排出日は、月 1 回

7) ごみ処理許可業者

①一般廃棄物収集運搬許可業者

事業者名	電話番号	収集許可範囲	取り扱う一般廃棄物の種類
東清 株式会社	0573-66-5213	市内全域	生活系一般廃棄物 (可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、資源ごみ) 事業系一般廃棄物 (可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、資源ごみ) 特定家電用機器
ケイナクリーン 株式会社	0573-68-5657	中津川市内の 一部地域(手 賀野、駒場、 駒場町、津島 町、柳町、中 津川、かやの 木町、本町、 桃山町、えび す町、昭和町、 西宮町、八幡 町、花戸町、 新町、太田町、 淀川町、東町、 中一色町、東 宮町、日の出 町、小川町、 栄町、宮町町、 北野町、中川 町、苗木、瀬 戸、千旦林、 茄子川、落合、 阿木、飯沼、 神坂)	生活系一般廃棄物 (可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、資源ごみ) 事業系一般廃棄物 (可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、資源ごみ) 特定家電用機器
株式会社 西尾商店	0573-65-2708		生活系一般廃棄物 (可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、資源ごみ) 事業系一般廃棄物 (可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、資源ごみ) 特定家電用機器
有限会社 中津川清掃	0573-68-4557		生活系一般廃棄物 (可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、資源ごみ) 事業系一般廃棄物 (可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、資源ごみ)
有限会社 ヤマ上市川商店	0573-66-6011		生活系一般廃棄物 (可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、資源ごみ) 事業系一般廃棄物 (可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、資源ごみ)
有限会社 マルナカ紙業	0573-68-4410		生活系一般廃棄物 (可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、資源ごみ) 事業系一般廃棄物 (可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、資源ごみ) 特定家電用機器
中部メディカル 有限会社	052-901-1310	市内全域(医 療系限定)	事業系一般廃棄物 (胞衣及び産汚物、12 週未満胎児、病理検体)

※各事業所の収集運搬能力については【別表2】(P12) のとおり。

②一般廃棄物処分業許可業者

事業者名	電話番号 所在地	事業の 区分	一般廃棄物の種類
有限会社 東海バイオ	0573-83-2025 付知町1397-3	堆肥化	木・竹・草の屑、動物の糞尿
ケイナクリーン 株式会社	0573-68-5657 千旦林1173-1	中間処理	① 環境センターの処理困難物の一部(35品目) ② 廃食用油 ③ 使用済みペットボトル ④ 廃発泡スチロール

(5) ごみの処理施設の整備に関する事項

市は、一般廃棄物（ごみ）の適正処理を確保するために、下記施設で処理を行うものとします。

1) ガス化熔融施設

管 理 主 体	中津川市
施 設 名 称	中津川市環境センター（ガス化熔融施設）
所 在 地	中津川市駒場2261-6
供 用 開 始	2004年
処 理 能 力	98トン/日（49トン/24h×2基）
処 理 方 法	流動床式ガス化熔融処理方式

2) 粗大不燃施設

管 理 主 体	中津川市
施 設 名 称	中津川市環境センター（粗大不燃施設）
所 在 地	中津川市駒場2261-6
供 用 開 始	2004年
処 理 能 力	17トン/日（5h/日）
処 理 方 法	破碎圧縮併用方式
車 両 重 機	フォークリフト1台、タイヤローダー2台

3) 資源化中間処理施設

管 理 主 体	中津川市
施 設 名 称	中津川市リサイクルセンター
所 在 地	中津川市駒場2261-6
供 用 開 始	2016年
処 理 方 法 及 び 処 理 能 力	4.9トン/5h
ス ト ッ ク ヤード	ペットボトル：541m ²
車 両 重 機	フォークリフト1台、タイヤローダー1台

4) 最終処分施設

管 理 主 体	中津川市
施 設 名 称	中津川市環境センター最終処分施設
所 在 地	中津川市駒場2261-6
供 用 開 始	2004年
埋 立 面 積	13,000m ²
埋 立 容 量	73,167m ³
埋 立 方 式	転圧+サンドイッチ方法
し ゃ 水 方 式	底部しゃ水工
浸 出 水 処 理 方 式	生物処理、凝集沈殿、砂ろ過、活性炭吸着、キレート吸着、オゾン処理
処 分 用 機 材	パワーショベル1台、ダンプ1台

5) 浸出水処理施設

施設の種類	処理能力
環境センター浸出水処理施設	40m ³ /日

(6) その他、ごみの処理に関する必要事項

1) 処理手数料

中津川市廃棄物の処理および清掃に関する条例第9条のとおり。【別表1】P11 参照)

2) その他の特殊なごみ

①犬・猫等の死体

占有者が環境センター内小動物等焼却処理施設まで運搬するものとします。

②医療廃棄物

- ・感染性産業廃棄物は、事業者（医療機関）が特別管理産業廃棄物処理業者へ処理を委託するものとする。また患者が自宅等で使用した注射針についても事業者が回収し、同様の扱いとします。
- ・感染性産業廃棄物であっても滅菌処理を行えば非感染性産業廃棄物となり、特別管理産業廃棄物ではないので生活系ごみの処理方法に従います。

ただし、液薬等で滅菌処理したものであっても、注射針やメス等鋭利なものは、作業員に不安を与えることになるので、特別管理産業廃棄物処理業者へ委託します。

③災害廃棄物

大規模地震による災害時は、がれきや大型ごみ等の発生量が他の災害に比べて大量であるほか、交通途絶等に伴い平常時のごみ収集及び処理を行うことも困難であり、避難所からのごみ・し尿問題などに関しても一般廃棄物処理計画の範疇を超えるものと想定されます。

そのため、中津川市災害廃棄物処理基本計画に基づき、対応するものとします。水害における場合も上記のとおりとします。

④市では扱わないごみ

パソコン、自動車用タイヤ、バッテリー、自動二輪車、原動機付自転車、ガスボンベ、土、砂、石、消火器、石膏ボード、中身入りの容器、危険なもの

6 生活排水処理計画(し尿・浄化槽汚泥処理計画)

(1) 一般廃棄物(し尿等)の発生量及び処理量の見込み

令和7年度見込みの市内におけるし尿等の発生量及び処理量の見込みは、次のとおりです。

区 分	令和7年度見込み量(計画処理量)	令和5年度実績
し 尿	6, 8 9 5 k l	7, 9 4 1 k l
浄化槽汚泥 及び 生活雑排水汚泥	1 3, 2 3 0 k l	1 0, 7 8 3 k l
合 計	2 0, 1 2 5 k l	1 8, 7 2 4 k l

※見込み量は、「中津川市一般廃棄物処理基本計画 資料編」表5-8より引用。

(2) 一般廃棄物(し尿等)の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1) 一般廃棄物の処理主体

種 類	処 理	処 理 主 体	
		収 集 ・ 運 搬	処 理
し 尿	し 尿 処 理	委託業者(中津川区域) 許可業者(恵北区域)	中津川市
浄 化 槽 汚 泥※	浄化槽汚泥処理	許可業者(全区域)	
生 活 雑 排 水	雑 排 水 処 理	許可業者(全区域)	

※農業集落排水施設からの汚泥を含む

2) し尿 収集区域

委 託 区 域	阿木、飯沼、えびす町、太田町、小川町、落合、かやの木町、北野町、駒場、駒場町、栄町、昭和町、新町、瀬戸、千旦林、津島町、手賀野、苗木、中一色町、中川町、中津川、茄子川、西宮町、八幡町、花戸町、東宮町、日の出町、本町、神坂、宮前町、桃山町、柳町、淀川町
許 可 区 域	上野、加子母、川上、坂下、下野、高山、田瀬、付知町、蛭川、福岡、馬籠、山口

3) 浄化槽汚泥 及び 生活雑排水汚泥 収集区域

許 可 区 域	市内全域
---------	------

4) 一般廃棄物許可業者（し尿・浄化槽汚泥・生活雑排水）

事 業 者 名	一般廃棄物の種類
東清株式会社	し尿、浄化槽汚泥・生活雑排水
ケイソグリーン株式会社	生活雑排水

※各事業所の収集運搬能力については【別表2】(P12) のとおり。

5) 廃棄物の種類ごとの収集回数、収集方法

種 類	収集回数	収集方法
し 尿	月 1 回以上	バキューム式収集運搬車による個別方法
浄化槽汚泥	年 1 回以上	バキューム式収集運搬車及び汚泥濃縮車による個別方法
生活雑排水	月 1 回以上	バキューム式収集運搬車による個別方法

6) 収集運搬する廃棄物（し尿）の搬入先

委 託 区 域	汚泥処理センター
許 可 区 域	汚泥処理センター

7) 収集運搬する廃棄物（浄化槽汚泥・生活雑排水汚泥）の搬入先

許 可 区 域	汚泥処理センター
---------	----------

8) 処理人口

処 理 の 方 法		処 理 人 口
下 水 道 人 口		38,316人
し 尿 収 集 人 口		12,508人
農 業 集 落 排 水 人 口		6,088人
浄 化 槽 人 口	合 併 浄 化 槽	15,486人
	単 独 浄 化 槽	453人
	小 計	15,939人
自家処理人口		0人

※坂本北部処理区、阿木処理区、川上処理区、田瀬処理区、高山処理区の農業集落排水施設汚泥は、し尿処理施設で処理しないため、下水道人口に計上する。

※「中津川市一般廃棄物処理基本計画 資料編」表5-8より引用。

9) 処理施設の概要

管 理 主 体	中津川市
施 設 名 称	汚泥処理センター
所 在 地	岐阜県中津川市福岡 3 5 4 6 番地 2
施設整備年度	平成 2 7 年度～令和元年度
供 用 開 始	令和元年度
処 理 能 力	6 5 キロリットル／日
処 理 方 法	前脱水型高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
放 流 先	松島川

1 0) 搬入される廃棄物の搬入業者別の内訳表

(単位：kℓ)

搬 入 者	種 別	予定量
直 営 (市)	し 尿	1
委 託 ・ 許 可 (東清(株))	し 尿	6, 8 9 4
	浄化槽汚泥及び生活雑排水	1 2, 7 3 0
許 可 (東清(株)・ケイソクリーン(株))	生活雑排水	5 0 0

1 1) 最終処分場計画

(単位：t/年)

施 設 名	汚 泥 処 分 先	処 理 方 法	予定量
汚泥処理センター	(株)南信サービス 長野県下伊那郡松川町元大島 2715 番地 43	焼却	8 9 8

1 2) 処理手数料

中津川市廃棄物の処理および清掃に関する条例第 9 条のとおり。(【別表 1】参照)

【別表 1】（中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 9 条関係）

種別		取扱区分		手数料等
生活系一般廃棄物	可燃ごみ	指定袋による収集運搬処分	指定ごみ袋 大10枚入り 1 セットにつき	450円
			指定ごみ袋 中10枚入り 1 セットにつき	300円
			指定ごみ袋 小10枚入り 1 セットにつき	180円
		処理施設持込み	10キログラムまでごとに（指定袋以外）	100円
	不燃ごみ	指定袋による収集運搬処分	指定ごみ袋 大10枚入り 1 セットにつき	450円
			指定ごみ袋 中10枚入り 1 セットにつき	300円
			指定ごみ袋 小10枚入り 1 セットにつき	180円
		処理施設持込み	10キログラムまでごとに（指定袋以外）	100円
	大型ごみ	収集運搬処分	大型ごみシールを貼り付けた大型ごみ 1 個につき	500円
		処理施設持込み	大型ごみ10キログラムまでごとに	100円
	し尿	収集運搬	18リットルまでごとに	214円
事業系一般廃棄物		処理施設持込み	10キログラムまでごとに	100円
産業廃棄物（公共下水道汚泥は除く。）		処理施設持込み	10キログラムまでごとに	100円
特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器の運搬		指定地持込み	1 台につき	2,000円
小動物の処分		処理施設持込み	集合処理 申請者の住所が市内の場合 1 体につき	1,000円
			申請者の住所が市外の場合 1 体につき	2,000円
		個別処理	申請者の住所が市内の場合 1 体につき	7,000円
			申請者の住所が市外の場合 1 体につき	14,000円

【別表２】（一般廃棄物収集運搬許可業者等の収集運搬能力）
・廃棄物（し尿等を除く）（令和７年１月６日現在）

業者名	廃棄物				
	種類	台数（台）	収集運搬能力 （t/年）	令和５年度 収集実績 （t/年）	収集見込み量 （t/年）
東清株式会社	パッカー車	８	１７，１３０	５，１０１	５，５００
	ダンプ・コンテナ車	４			
	平ボディ・トラック	６			
ケイナックリー ン株式会社	パッカー車	８	１６，８４３	３，７６６	３，５００
	ダンプ・コンテナ車	３			
	平ボディ・トラック	８			
株式会社西尾商店	パッカー車	２	７，８２３	８３	８０
	ダンプ・コンテナ車	４			
	平ボディ・トラック	４			
有限会社中津川清掃	パッカー車	８	１１，０５６	６，５７２	７，２５０
	ダンプ・コンテナ車	３			
	平ボディ・トラック	５			
有限会社ヤマ上市川商店	パッカー車	２	２，２７４	１７８	１８０
	ダンプ	１			
有限会社マルナカ紙業	パッカー車	６	５，３８５	３９７	４００
	平ボディ・トラック	１			
中部メディカル有限会社	トラック	１	１５９	０	１

※収集運搬能力試算根拠：パッカー車は４日/週、その他車両は１日/週、２往復稼働するものとして試算。

業者名	廃棄物				
	種類	台数（台）	収集運搬能力 （t/年）	令和５年度 収集実績 （t/年）	収集見込み量 （t/年）
中津川市	パッカー車	６	１１，１６７	２，１１４	２，２００
	平ボディ・トラック	６			

※収集運搬能力試算根拠：パッカー車は４日/週・３往復、その他車両は１日/週２往復稼働するものとして試算。

・し尿、浄化槽汚泥、生活雑排水（令和７年１月６日現在）

業者名	し尿、浄化槽汚泥、生活雑排水		
	種類	台数	総最大積載量（トン）
東清株式会社	バキューム車	２２	８６．２０
	汚泥濃縮車	４	６．４８
	トラック	１	２．００
	高圧洗浄車	１	２．５０
	強力吸引車	１	２．７２
ケイナックリー ン株式会社	バキューム車	５	１８．６０
	汚泥濃縮車	１	１．６２
	強力吸引車	１	２．４８

業者名	し尿、浄化槽汚泥、生活雑排水		
	種類	台数	総最大積載量（kl）
中津川市	バキューム車	１	３．００